

税務署
受付印

山林についての相続税の納税猶予の継続届出書

令和____年____月____日

税 務 署 長

〒 _____

届 出 者 住 所 _____
(林業経営相続人)

氏 名 _____
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の6の6第1項の規定による山林についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けた
いので、次に掲げる税額等について確認し、同条第11項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

山林の相続（遺贈）があった年月日

平成____年____月____日
令和

被相続人

住
所

氏
名

1 この届出書を提出する日の直前の経営報告基準日（以下「今回の基準日」といいます。） 令和____年____月____日

2 今回の基準日における猶予中相続税額

(1) 今回の基準日の直前の経営報告基準日（以下「前回の基準日」といいます。）における猶予中相続税額 円

(2) 前回の基準日の翌日から今回の基準日までの間に納税の猶予に係る
期限が到来した猶予中相続税額 円

(3) 猶予中相続税額〔(1)－(2)〕 円
(内 _____円)

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
今回の基準日の属する年の3年前分	____年分	____税務署	____円
今回の基準日の属する年の2年前分	____年分	____税務署	____円
今回の基準日の属する年の前年分	____年分	____税務署	____円

4 租税特別措置法第70条の6の6第6項に規定する経営委託の有無 ☐

【添付書類】

- 特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
- 森林法施行規則第99条第2号に掲げる要件に該当することについての農林水産大臣の確認書
- 「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

関与税理士

電 話 番 号

※	通信日付印の年月日	(確 認)	猶予整理簿	検 算	整理簿番号
	年 月 日				

(裏)
記 載 方 法 等

1 使用目的

この届出書は山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の6の6第11項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けた旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書の提出期限は、経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日になります。ただし、相続の開始の日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、その最初に到来する経営報告基準日に係るこの届出書は提出する必要はありません。

2 記載方法等

(1) 記載事項1について

経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があつた場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限りまゝす。)の始期をいいます。

(2) 記載事項2(1)について

前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項2(2)について

イ 前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「前回の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項2(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

(5) 記載事項3について

記載欄には、前回の基準日の属する年から今回の基準日の属する年の前年までの各年分の山林所得に係る収入金額を記載してください。

ただし、前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分については記載する必要はありません。

(6) 記載事項4について

租税特別措置法第70条の6の6第6項に規定する経営委託をしている場合には、□にレ印を記入してください。